

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<p>社会福祉法人しらゆり会が開設する長寿苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護・要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）について、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。</p>
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所においては、利用者が要介護・要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。 ・事業所の介護支援専門員においては、可能な限り利用者の居宅においてその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように援助いたします。 ・保険者より要介護認定調査の委託を受けた場合には、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公平・中立に対応するとともに正しい調査を行います。 ・地域包括支援センター等より、介護予防支援及び第1号予防支援の委託があった場合には、可能な限り受託するように努めています。 ・事業の実施に当たっては、利用者の意向及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるよう、居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に、不当に偏することのないように公正中立に行い、市町村・地域包括支援センター・老人介護支援センター、介護予防支援事業者、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めています。 ・事業所は、特定事業所加算（Ⅱ）を算定する事業所であり、主任介護支援専門員を配置し質の高いケアマネジメントを行うように努め、自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスにおける評価を見直すことで常に改善を図っています。

2. 事業所の内容

(1) 指定居宅介護支援を提供する事業者

法人名	社会福祉法人しらゆり会
法人所在地 連絡先	広島県東広島市西条町馬木1566番地 電話：082-425-2000 FAX：082-425-2001
代表者氏名	理事長 梶原 賢典
法人設立年月日	昭和56年 7月 8日

(2) 指定居宅介護支援を提供する事業所

事業所名	ちょうじゅえんきょたくかいごしえんじぎょうしょ 長寿苑居宅介護支援事業所
指定事業所番号	3472500010
事業所所在地 連絡先	広島県東広島市西条町馬木1566番地 電話：082-425-2000 FAX：082-425-2001 E-mail：chojuen@go4.enjoy.ne.jp
管理者氏名	光川 秀雄
通常の事業実施地域	東広島市内（西条町・八本松町・志和町・高屋町・黒瀬町）
営業日	月曜日～土曜日（ただし、国民の休日、8月14日・15日、12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで ※ただし、緊急の場合はこれ以外でも対応可能です。

(3) 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	従事する介護支援専門員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとし、主任介護支援専門員であることを要件としています。	1名 (兼務)
介護支援専門員	指定居宅介護支援及び各種相談業務を担当し、一人当たりの担当件数は、厚生労働大臣が定める45件未満までを標準件数といたします。	4名 (1名兼務)

3, 当事業所が提供するサービス

(1) 指定居宅介護支援の提供

- 1) 居宅サービス計画の作成
- 2) 居宅サービス事業者、医療機関等との連絡・調整
- 3) サービスの実施状況の把握と評価
- 4) 利用者の状態把握と評価
- 5) 給付管理
- 6) 要介護認定申請に対する協力・援助
- 7) 介護保険施設等への紹介
- 8) 相談業務

(2) 保険者等よりの委託

指定居宅介護支援業務とは別に、介護予防支援・第1号予防支援並びに要介護認定調査等の受託を行います。

※詳しくは別記①「居宅介護支援業務の実施方法等について」をご参照下さい。

4, 利用料金について

(1) 介護保険給付対象サービス

- 1) 要介護認定を受けておられる方は、法定代理受領のため介護保険から全額給付され自己負担はありません。
- 2) 利用者の保険料滞納や要介護認定未認定など、何らかの理由で法定代理受領ができない場合、厚生労働大臣が定める告示上の額を、要介護度に応じて一旦全額自己負担していただきますが、「指定居宅介護支援提供証明書」を発行いたしますので、後日保険者の窓口へ提出することで、全額払い戻しが受けられます。

※金額等については別記②「長寿苑居宅介護支援事業所利用料」をご参照下さい。

(2) 介護保険給付対象外サービス

前記の費用が発生した場合には、1ヶ月ごとに計算しご請求いたしますので、翌月末日までにお支払いください。

5, サービスの利用に当たっての留意事項

- (1) 業務に従業する者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮ください。
- (2) 介護支援専門員の担当及び交代等について
 - 1) サービス提供時に、事業所が担当の介護支援専門員を決定させていただきます。
 - 2) 事業所の都合により担当介護支援専門員が交代する場合がありますが、その場合には利用者に対してサービス利用上に不利益が生じないよう十分に配慮した上で行います。
 - 3) 利用者及び家族等より介護支援専門員の交代を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合には、速やかに当事業所にお知らせください。

6, 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 光川 秀雄
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族等に関する秘密の保持について
 - ① 事業所は、利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、法人の定める「個人情報に関する基本方針」に則り、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ② 事業所及び事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供を行う上で知り得た利用者及びその家族等の秘密を正当な理由なく、第三者には漏洩しないようにし、この秘密保持の義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続いたします。
 - ③ 事業所は、従業者に業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
 - ① 事業所は、利用者及びその家族等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族等の個人情報を用いることはありません。
 - ② 事業所は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物（紙及び電磁的媒体等を含む）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
 - ③ 事業所が管理する情報においては、利用者等の求めに応じてその内容を開示するものとし、開示した結果、その情報の訂正並びに追加、または削除を求められた場合には、遅滞なく調査を行った上で、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。ただし、開示に際して複写料などが必要な場合には、実費負担となります。

8. 事故発生時の対応について

事業所は利用者に対する業務の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、主治医等に連絡すると共に、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うなど必要な措置を行うものとします。また事故の状況や事故に際しての対応等を記録した上で、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐ対策を行うものとします。

9. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10. 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を完了した日から5年間保存します。

11. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要と認められる場合には、速やかに主治医等や利用者の家族等に連絡を取るなどの必要な措置を行います。

※営業時間外の緊急時の連絡先は以下の通りです。

緊急時の連絡先	長寿苑居宅介護支援事業所（特別養護老人ホーム長寿苑内） 電話番号：082-425-2000
対応時間	電話は長寿苑につながりますので24時間連絡は可能です。受付けた職員から、担当介護支援専門員に連絡を取り、速やかに必要な措置を行います。

14, ハラスメント等の防止

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的関係を背景とした言動により、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等への必要な措置を講じるものとします。

15, 苦情申し立ての方法

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付いたします。

なお、苦情処理の体制及び手順については法人の定める別紙苦情処理組織表を参照

◎苦情受付窓口 [職名] 管理者 光川 秀雄
電話 (082) 425-2000
FAX (082) 425-2001

◎受付時間

毎週 月曜日 ~ 土曜日 午前8時30分~午後5時30分
※ 上記以外でも24時間連絡が取れる体制です。

(2) 保険者や公的機関においても苦情の申し立てができます。

東広島市役所 要介護者 介護保険課 電話(082)420-0937
要支援者 所在地: 広島県東広島市西条栄町8番29号
総合事業対象者

国民健康保険団体連合会 介護福祉課 電話(082)554-0782
所在地: 広島県広島市中区東白島19番49号

※ 受付時間 土曜・日曜・祝日・12/29~1/3を除く
(午前8時30分から午後5時15分まで)

【重要事項説明確認欄】

令和 年 月 日

指定居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を行いました。

事業所名

所在地 東広島市西条町馬木1566番地
事業所名 長寿苑居宅介護支援事業所
説明者 介護支援専門員

印

指定居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

利用者	住所:
	氏名: 印
代理人 (選任した場合)	住所:
	氏名: 印 (続柄:)